

ひとり親の方の資格取得を応援！

最長5年

養成機関に
通う間の
生活費として

月額

10万円

を助成します

※ 課税世帯の場合は月額7万500円



看護師



保育士



調理師

助成要件

以下の要件をすべて満たす方

- ① ひとり親家庭等の親で、20歳未満の子を扶養している
- ② 児童扶養手当を受給または同等の所得水準である
- ③ 養成機関に通うことにより、対象の資格を取得し、就職できる見込がある
- ④ 仕事と通学の両立が困難であると認められる
- ⑤ 通学により収入が減少し、生活に支障が出ると見込まれる

対象となる
国家資格

看護師・准看護師・保育士・保健師・助産師・理容師・美容師・調理師
介護福祉士・社会福祉士ほか 詳しくはお問合せください。

その他

修了時および区内事業者に就職した場合に別途支援金
(5万円または2万5千円) 制度あり

問合わせ先

足立区親子支援課事業係（豆の木相談室） ☎ 03-3880-5932
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所 中央館3階

詳しくはこちら



手続きの流れ

事前相談（予約制）

（1回目の面談は入学する月の6～4か月前までに予約をしてください）

- 1回目の面談で、手続きの流れや必要書類、関連する制度についてご説明します。
- 面談は3回程度行います。
- 取得を目指す国家資格等、修業先の養成機関等について伺います。
- 修業期間中の生計収支や子育てのサポート状況等を確認しながらキャリアプランを考えます。

高等職業訓練促進給付金の申請

修業開始後、申請手続きが必要となります。

※支給期間は申請日の属する月から修業期間修了日の属する月までです。

修業期間修了後の申請はできませんのでご注意ください。

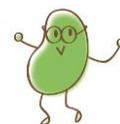
支給可否の審査（支給可となった方⇒給付金の支給）

修了後、修了支援給付金の支給申請（要件あり）

支給可否の審査（支給可となった方⇒給付金の支給）

資格を活かして足立区内の事業者就職した場合
就職後、修了支援付加給付金の支給申請（要件あり）

支給可否の審査（支給可となった方⇒給付金の支給）



※ 生活保護を受給中の方は、担当のケースワーカーにご相談ください。